

改正案	現行
<p>（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等） 第十二条 令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十二条の規定による扶助金</p> <p>八〇二五（略）</p> <p>二六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第七号又は同法附則第八条第一項の規定による障害見舞金及び死亡見舞金</p> <p>二七・二八（略）</p>	<p>（令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等） 第十二条 令第三条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十九条の規定による扶助金</p> <p>八〇二五（略）</p> <p>二六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十五条第一項第六号又は同法附則第八条第一項の規定による障害見舞金及び死亡見舞金</p> <p>二七・二八（略）</p>